

内監発 第13-11

平成25年12月9日

**理事長殿**

写)各理事殿

監査室



## 資金管理センター 総括監査報告書

標記の件、下記の通りご報告申しあげます。

**1. 被監査部名:資金管理センター**

**2. 監査実施期間:**平成25年9月2日(月)～平成25年11月8日(金)

**3. 監査の対象**

1) 対象期間: 平成24年10月1日～平成25年9月30日

2) 対象範囲:

- イ. 法令及び定款等の諸規程・規則・内規等
- ロ. 資金管理業務全般(取扱い状況、リスク管理状況等)
- ハ. 前回監査結果のフォローアップ(措置回答書どおりの対応を確認)

**4. 監査担当者:門田**

**監査結果**

**1. 総評**

自リ法及び定款、資金管理業務規程、JARC内において制定する諸規程、業務マニュアル等の整備状況及び運用状況の適切性について検証した。監査の結果、業務マニュアル及び部内規則の整備については一定の水準が確保されており、各担当者における運用は、自動車リサイクルシステムを基盤とする実務が定着していることを確認した。一方、再資源化預託金等の運用の外部委託契約においては、委託先の法令等遵守に関し一部管理強化を図ることが望ましい点があり、改善に向けた検討を提言する。

なお、YC(輸出返還事務センター)及びCC(コンタクトセンター)への委託業務については、今回は委託契約の適切性の検証に止めており、委託先における業務内容の適切性の検証は監査対象とはしていない。

**2. 不備事項**

重要な業務ミス、問題点、不正は認められない。

**3. 提言・フォローアップ事項**

**【提言事項】**

**(1)再資源化預託金等の外部委託に係る管理強化**

「再資源化預託金等の運用の基本方針」では、資産管理機関(受託者)が満たすべき基準として「各種法令、契約又は資産管理基準等に反する行為があった場合には、資産管理機関は直ちに資金管理センターに対し報告を行ない、指示に従うこと」を定めている。この点については、信託法第29条において、受託者に善管注意義務が課されているため一定担保されているが、更に、受託者が自発的に報告をしなければならない仕組みを明確化しておくことが望ましい。

**【前回監査結果及び監査法人トーマツによる業務監査結果のフォローアップ】**

前回監査結果及び監査法人トーマツによる業務監査結果については、いずれも是正が完了していることを確認した。

以上

(判定:○=適正、△=一部見直し等必要)

項目	判定	確認点	コメント
1) 定款 業務規程・細則	○	① 業務規程変更の主務大臣の認可 ② 再資源化預託金等の管理・運用 ③ 事業計画・収支予算の主務大臣認可、事業報告・収支決算の主務大臣の認可提出 ④ 業務規程・細則に基づいた業務運営	
2) 業務マニュアル 預託金等の收受	○	① 新車時預託、引取時預託 ② 預託実務代行、債権回収	
預託金等の払渡し、返還	○	① 預託金、情管料金の払渡し ② 預託金の返還	
委託業務管理	△	① 再資源化預託金等の外部委託管理	管理体制を強化することが望ましい
預託金等の運用・管理 業務管理態勢	○	① 年度運用計画の審議・承認 ② 運用実績・計画の公表 ③ 運用計画会議によるマネージメント確認 ④ 運用可能額の経理担当者との相互確認 ⑤ 運用結果の評価 ⑥ リスク管理状況(購入債券の格付確認、証券会社評価、約定プロッターの検印 最良執行、運用指図報告、保有債券管理)	
特預金の出えん等	○	① 特預金の残高確認 ② 出えん等の承認手続き全般	
3) 会計規程・会計事項全般	○	① 経過勘定、未決済勘定、仮勘定の管理 ② 予算の流用、予備費充当 ③ 印紙・切手管理	
4) 出張旅費規則	○	① 承認事跡、精算状況	
5) 倫理規程	○	① 利害関係者との夜間飲食等の事例なし	
5) 情報公開規程	○	① 公開請求と回答状況	
6) 調達規則	○	① 全て随契の事由明記を確認	
7) 決裁規則	○	① 決裁書内容が問題ないことを確認	
8) 公印取扱規則	○	① 印章保管、押印管理	
9) 前回トーマツ監査フォロー	○	① 実施状況、定着化状況	
10) 前回監査結果フォロー	○	① 実施状況、定着化状況	